

# 飼料増産総合対策事業のうち草地生産性向上対策

【760（911）百万円】

## 対策のポイント

生産性の低下した草地の高位生産草地等への転換や、優良飼料作物種子の活用を進めるための品種特性調査及び飼料作物種子・飼料用稲専用品種種子の調整保管を支援します。

## <背景/課題>

### （飼料自給率の向上）

新たな食料・農業・農村基本計画においては、32年度の食料自給率を50%に向上させる目標を設定しており、この中で飼料作物については、単収の増加や作付面積の拡大により、粗飼料自給率を100%、飼料自給率を38%に向上することとしています。

飼料作物の生産拡大のためには、作付面積の2/3を占める草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進や、その効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用及び種子の安定供給の推進が課題となっています。

## 政策目標

### 飼料自給率の向上

26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

## <主な内容>

### 1. 事業内容

#### （1）高位生産草地等への転換

地域に適合した牧草等の優良品種の導入や、土壌分析に基づく草地の改良の取組を支援します。

【補助率：1/3以内 等】

#### （2）優良飼料作物種子の普及・飼料生産技術向上

優良飼料作物種子の普及を進めるための品種特性調査、飼料生産・放牧に関する技術の向上に向けた取組を支援します。

【補助率：定額】

#### （3）飼料作物種子の調整保管（新規）

飼料作物種子及び飼料用稲専用品種種子について安定供給を図るための調整保管を支援します。

【補助率：定額】

### 2. 事業実施主体

農業者団体（（1）の事業）

民間団体等（（2）及び（3）の事業）

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399（直））]